

北海道社会事業協会函館病院(略称：函館協会病院)と函館赤十字病院の
医療機能の再編統合に係る両病院長の共同会見 / 令和8年7月23日

○会見日時：令和8年7月23日木曜日 15時00分～16時00分

○会見場所：函館協会病院 会議室

○会 見 者：函館協会病院長 吉田秀明、函館赤十字病院長 平田康二

○同 席 者：函館協会病院 新病院長(予定) 杉村好彦 【(現)函館赤十字病院 院長補佐】

○参 考：**会見次第**

配付資料

資料1 北海道社会事業協会函館病院と函館赤十字病院の再編統合に係る基本合意書

資料2 函館協会病院及び函館赤十字病院の概要

資料3 6月29日報道発表資料

資料4 新病院長略歴

函館協会病院と函館赤十字病院の 医療機能の再編統合に係る共同会見

令和8年7月23日(木) 15時～

函館協会病院会議室

次 第

1 両病院長会見

- | | |
|------------|------|
| ・ 函館協会病院長 | 吉田秀明 |
| ・ 函館赤十字病院長 | 平田康二 |

2 函館協会病院 新病院長（予定）挨拶

- | | |
|----------------|------|
| ・ 函館赤十字病院 院長補佐 | 杉村好彦 |
|----------------|------|

3 質疑応答

○配付資料

- 資料1 北海道社会事業協会函館病院と函館赤十字病院の再編統合に係る基本合意書
- 資料2 函館協会病院及び函館赤十字病院の概要
- 資料3 6月29日報道発表資料
- 資料4 新病院長略歴

北海道社会事業協会函館病院と函館赤十字病院の再編統合に係る基本合意書

社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「甲」という。）と日本赤十字社（以下「乙」という。）は、北海道社会事業協会函館病院（以下「函館協会病院」という。）と函館赤十字病院の再編統合に関し、次のとおり基本合意書を締結する。

（再編統合の目的）

第1条 甲及び乙は、南渡島医療圏域の将来推計人口や医療提供体制の現状等を踏まえ、医療資源を集約し必要な地域医療機能の確保を図るため、関係する行政機関による技術的助言のもと、函館協会病院と函館赤十字病院を再編統合する。

（再編統合の内容等）

第2条 甲及び乙は、函館協会病院と函館赤十字病院を再編統合する。
2 再編統合後の病院の設置者及び運営管理者は、甲とする。

（再編統合の時期）

第3条 再編統合の時期は、令和9年4月1日とする。
2 函館赤十字病院は、令和9年3月31日をもって廃止する。

（再編統合後の病院の名称）

第4条 再編統合後の病院の名称は、北海道社会事業協会函館病院とする。

（診療の継続等）

第5条 甲及び乙は、地域から求められる診療機能の整備に注力するとともに、再編統合後の病院において両病院の患者の診療を継続する。

（財産の取り扱い）

第6条 乙は、函館赤十字病院の土地及び建物は甲に譲渡しない。
2 乙は、甲に医療機器等の財産を譲渡する。乙から甲に譲渡する財産の対象品目、金額等は、甲乙が協議の上決定する。

（職員の雇用等）

第7条 甲は、労働条件等について丁寧に説明した上で、函館赤十字病院職員のうち再編統合後の病院での勤務を希望する者について、原則として再編統合後の病院の職員として採用するよう必要な措置を講じるものとする。また、その労働条件等については、甲の定める基準によるものとする。

2 乙は、函館赤十字病院職員のうち再編統合後の病院での勤務を希望する者について、再編統合後の病院で勤務できるよう調整及び情報提供を行うものとする。

（再編統合の詳細）

第8条 甲及び乙は、再編統合に関する協議を進め、再編統合の詳細を別途定めるものとする。

（秘密の保持）

第9条 甲及び乙は、再編統合に関して知り得た甲及び乙の事業に関する秘密情報を他に知らせてはならない。

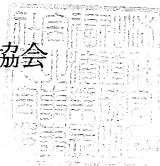
（その他）

第10条 本基本合意書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

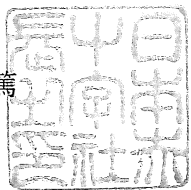
本基本合意書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有することとする。

令和8年7月23日

甲 北海道札幌市中央区北3条西2丁目10番地2
EDGE 札幌4階
社会福祉法人北海道社会事業協会
理事長 吉田 秀明



乙 東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社
社長 清家 篤



函館協会病院及び函館赤十字病院の概要

○函館協会病院（2026 年4月現在）

《病床数》許可286床

- ・急性期一般入院料5（許可48床）、障害者施設等入院基本料10：1（許可98床）
リハビリテーション病棟入院料1（許可90床）、療養病棟入院基本料1（許可50床）

《標榜診療科》14科

- ・内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、
リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、心療内科

《病院機能》

- ・救急告示病院、二次救急医療施設（休止中）

《常勤換算職員数・医師数》

- ・職員数：279.3人（うち常勤262人）
・医師数：13.8人（うち常勤11人）

○函館赤十字病院（2026 年4月現在）

《病床数》許可137床

- ・急性期一般入院料2（許可125床）

地域包括ケア入院医療管理料1（許可12床）

《標榜診療科》11科

- ・内科、消化器内科、循環器内科、血液・腫瘍内科、外科、腫瘍外科、乳腺外科、整形外科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科

《病院機能》

- ・救急告示病院、二次救急医療施設、在宅療養支援病院

《常勤換算職員数・医師数》

- ・職員数：133.6人（うち常勤129人）
- ・医師数：9.4人（うち常勤8人）

2026年6月29日

報道機関各位

北海道社会事業協会函館病院（略称：函館協会病院）と 函館赤十字病院の医療機能の再編統合に係る協議について

北海道社会事業協会（北海道札幌市）と日本赤十字社（東京都港区）は、函館市内で両法人が
各々運営する函館協会病院（函館市駒場町）と函館赤十字病院（函館市堀川町）の医療機能を、
令和9年4月1日に再編統合する協議を進めることとしましたのでお知らせいたします。

北海道社会事業協会と日本赤十字社は、函館赤十字病院の患者の皆様が引き続き安心して医療を
受けることができることを第一に考え、地域における必要な医療の確保はもとより血液腫瘍医療を
はじめとする、これまで函館赤十字病院が担ってきた急性期医療を継続して提供できるよう様々な
視点から検討を重ねてきたところです。

この度両法人は、函館協会病院の建物を活用して函館赤十字病院がこれまで担ってきた医療等を
引き継ぐ形での両病院の医療機能の再編統合が最善であるとの認識を一にしたところであり、
加えて、当該再編統合が南渡島医療圏域の地域医療構想の実現に貢献できるよう今後、行政や医療
関係の皆様のご指導・ご助言を賜わりながら再編統合に係る協議を進めてまいり所存です。

日本赤十字社はこれまで函館赤十字病院の閉院を検討してまいりましたが、建物の老朽化や北海
道社会事業協会との再編統合に係る協議なども踏まえ、令和9年3月31日をもって閉院するこ
とを決定いたしました。

また再編統合に係る事業計画など具体的な内容（再編統合後の診療科目、病床数など）については、
両法人における今後の協議のなかで決定してまいりますので改めてお知らせさせていただきます。

本件につきまして、何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

社会福祉法人北海道社会事業協会 総務財務部 辻井(Tel：011-221-0611)

日本赤十字社 医療事業推進本部経営企画部 三浦(<https://www.jrc.or.jp/media/>)

新 病 院 長 略 歴

令和8年7月23日現在

<氏 名>

すぎむら よしひこ
杉村 好彦

昭和32年5月10日（69歳）

<学 歴>

昭和59年 3月 岩手医科大学医学部卒業

昭和63年 3月 岩手医科大学大学院卒業

<職 歴>

昭和59年 4月 岩手医科大学 外科

平成 元年 9月 ウェイン州立大学 Fellowship

平成 2年10月 岩手医科大学 外科

平成 3年 2月 県立大槌病院 外科

平成 4年 4月 岩手医科大学 外科

平成 6年 5月 盛岡赤十字病院 外科

平成 7年 4月 盛岡赤十字病院 第一外科副部長

平成13年10月 盛岡赤十字病院 第二外科部長

平成21年 4月 盛岡赤十字病院 第一外科部長

平成27年 4月 日本赤十字社事業局国際部付勤務(兼務)

医療支援のためウガンダに派遣(至：平成27年8月)

平成28年 4月 盛岡赤十字病院 副院長

令和 5年 4月 函館赤十字病院 院長補佐

現在に至る

<資格・所属>

医学博士、消化器外科専門医・指導医、外科専門医・指導医、内視鏡外科技術
認定医、がん治療認定医、日本赤十字社災害医療コーディネーター、岩手県コ
ーディネーター